

総社市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

総社市指定給水装置工事事業者規程（平成17年総社市水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動細目を当該移動後条等とし、移動細目に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動細目（以下「削除細目」という。）を削り、移動後条等に対応する移動細目が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示、削除細目及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 法第25条の3第1項第3号イからハまで又はホに規定する者</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ 法人であって、その役員のうち<u>にア又はイに該当する者があるもの</u></u></p> <p>(指定の更新)</p> <p><u>第5条の2 給水条例第7条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けな</u></p> | <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p><u>オ 法人であって、その役員のうち<u>にアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>ければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</u></p> <p><u>5 市長は、指定の更新の際に、次の各号に掲げる指定工事事業者に関する事項を確認することができる。</u></p> <p><u>(1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況</u></p> <p><u>(2) 指定工事事業者の業務内容</u></p> <p><u>(3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況</u></p> <p><u>(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況</u></p> <p><u>6 市長は、前項で確認した事項の全て又は一部を公表することができる。</u></p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に様式第5号による指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号による第5条第3号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本</p> <p>3 略</p> <p><u>様式第2号（第4条関係）</u> (別紙のとおり)</p> | <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に様式第5号による指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本</p> <p>3 略</p> <p><u>様式第2号（第4条関係）</u> 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年9月14日から施行する。ただし、第5条の2の規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定による施行の際、現に総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）第7条第1項の指定を受けている指定給水装置工事事業者の令和元年10月1日以後における最初の指定の更新については、第5条の2第1項中「5年ごと」とあるのは「令和6年9月30日（当該指定を受けた日が平成26年9月30日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日）まで」と読み替えて適用する。

様式第2号（第4条関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
住 所

氏名又は名称

印

代表者氏名

総社市長

様